群馬県立沼田特別支援学校いじめ防止プログラム

月	いじめの未然防止 (児 童 生 徒 対 象)	いじめの早期発見 (児童生徒及び保護者対象)	い じ め 対 策 委 員 会 (教 職 員 の 取 組)	職員会議・校内研修 (教職員の取組)
4 月	【通年】	【通年】	把 握 し た い じ め 事 案 へ の 対 応 及 び	
	・学級づくり、学年づくり、人間	・保護者との情報交換	指導・支援を要する児童生徒への	
	関 係 づ く り	・学部会、学年会等での情報交換	対応は、年間を通じて行う。	
	・登下校時のあいさつ運動	・ 個 別 面 談 (2 4 ~ 2 8 日)	・いじめ防止強化月間における活動の	
			検討	
_	【いじめ防止強化月間】	・ 専 門 ア ド バ イ ザ ー 面 談 (随 時)	・スマホ利用ルールの検討	・職員会議
5 月	・のぼり旗の設置	・ 教 育 相 談 週 間 (8 日 ~ 1 2 日)	・いじめ対策委員会①	(児童生徒支援情報交換)
	・ 校 内 巡 視 (随 時)	21 - 21 - 21 - 21 - 21 - 21 - 22 - 22		
	・スマホ利用ルールに係るLHR	・教育相談だよりの発行	・いじめに関するアンケート結果の分	
6 月	・校内巡視(随時)	・専門アドバイザー面談(随時)	析 と 対 応	(児童生徒支援情報交換)
		・いじめに関するアンケート		
	ᇇᆙᄷᄜᇈᆿᆞᆖᄼᆇᇷ	□ (児童生徒)	百千十卷节の人件化道	
7 月	・いじめ防止フォーラム参加 ・終業式でのいじめ防止フォーラム	・リーフレット配布	・夏季休業前の全体指導・いじめ防止フォーラム成果発表会の	・職員会議
/ н	・ 終 耒 式 ど の い し め 防 止 ノ オ ー ラ ム 参 加 報 告(2 0 日)	. ・ 寺 」 、 ト ハ 1 ザ 一 囲 談 (随 時)	・いしめ 防止 フォーラム 成 来 完 衣 会 の 内 容 検 討	(元里土促又抜用牧父揆)
	・校内巡視(随時)		・いじめ対策委員会②	
8 月	・校内巡視(随時)	-	・いしの対象を見去し	
9月	・校内巡視(随時)		・いじめ対策委員会③	・ 職 昌 会 議
ЭД	1X P 3 13C (*教育相談週間(4日~8日)	V. C W 对 来 安 頁 玉 ⑤	(児童生徒支援情報交換)
		専門アドバイザー 面談 (随時)		
	・スマホ利用ルールに係るLHR	• 個別面談(23日~27日)	・必要に応じ、二者面談での説明等	·····································
10月	• 校内巡視(随時)	・いじめに関するアンケート	・いじめに関するアンケート結果の分	
,,		(児童生徒)	析と対応	
		・ 専 門 ア ド バ イ ザ ー 面 談 (随 時)	=	
	・ 校 内 巡 視 (随 時)	・ 専 門 ア ド バ イ ザ ー 面 談 (随 時)	・いじめ防止強化月間における活動の	・職員会議
1 1 月			検 討	(児童生徒支援情報交換)
			・ い じ め 対 策 委 員 会 ④	
	【いじめ防止強化月間】	・ 専 門 ア ド バ イ ザ ー 面 談 (随 時)	・冬季休業前の全体指導	• 職 員 会 議
1 2 月	・のぼり旗の設置			(児童生徒支援情報交換)
	• 校内巡視(随時)			
	• 校内巡視 (随時)	・ 教 育 相 談 だ よ り の 発 行	・いじめ対策委員会⑤	• 職員会議
1 月		· 教育相談週間 (1 5 日 ~ 1 9 日)		(児童生徒支援情報交換)
		· 個 別 面 談 (2 5 日 ~ 3 1 日)		
		・いじめに関するアンケート		
		(児童生徒)		
		・ 専 門 ア ド バ イ ザ ー 面 談 (随 時)		
	• 校内巡視 (随時)	・ 専 門 ア ド バ イ ザ 一 面 談 (随 時)	・児童生徒、保護者へのいじめアンケ	・職員会議
2 月		・いじめに関するアンケート	一ト結果の分析と対応	(児童生徒支援情報交換)
		(保護者)		
	• 校内巡視 (随時)	・ 専 門 ア ド バ イ ザ ー 面 談 (随 時)	・学年末・学年始め休業前の全体指導	
3 月			・今年度の活動の総括と次年度に向け	(児童生徒支援情報交換)
			た プ ロ グ ラ ム の 見 直 し	
			・ い じ め 対 策 委 員 会 ⑥	

[※] 上記取組のうち、「いじめ防止等の取り組み状況に係る調査」については、調査項目の一部について、その達成状況を学校評価の評価項目に含めること とする。

[※] 学校いじめ防止プログラムについては、「いじめ防止等の取り組み状況に係る調査(今年度は保護者向けのみ)」結果等を踏まえ、年度末に総括を行い、次年度に向けた見直しを図ることとする。